

新計画の基本事項（案）

（現行計画（p.1）より抜粋）

1 計画の基本事項

（1）計画の概要

東日本大震災に起因した様々な問題により、再生可能エネルギー等の導入拡大は、エネルギー政策の基本である 3E、すなわち、エネルギー安定供給の確保（Energy Security）、環境への適合（Environment）、経済効率性（Economic efficiency）等の実現を図る上で急務となっています。また、災害時の首都圏のバックアップ機能を期待される千葉市において、再生可能エネルギー等の導入・普及に取り組むことは、温室効果ガス排出量の削減に効果的であるとともに、低炭素社会・循環型社会への移行を図る上でも重要です。

今、環境に配慮した都市（エコシティ）として、再生可能エネルギー等を活用したスマートシティ（次世代都市）が全国に広く志向されています。スマートシティは、環境技術と ICT を駆使し、街全体で太陽光等の再生可能エネルギー等を効率的に利用し、省エネや二酸化炭素の排出削減を図るものです。

本計画は、このような現状を踏まえ、再生可能エネルギー等を取り巻く社会経済情勢・千葉市の現状を整理・分析し、千葉市に適した再生可能エネルギー等の推進・普及に向けた導入目標とロードマップ等を提示しています。→検討した内容に合わせて時点修正します。

（2）計画の位置付け

本計画は、千葉市環境基本計画（平成 23 年 4 月策定）に基づく千葉市地球温暖化対策実行計画 **改定版**（平成 **24**年 **3**月策定。以下「実行計画」という。）の内容のうち、市域における「再生可能エネルギー等を普及させるための施策」をまとめた「実施計画」に位置付けられています。

（3）計画期間

本計画の期間は、平成 24(2012)年度から平成 32(2020)年度までの 9 年間とします。

ただし、国のエネルギー政策の動向により、必要な見直しを行うものとします。

→実行計画に合わせ平成 29（2017）年度から平成 42（2030）年度とします。

（4）基準年度及び目標年度

基準年度は平成 22(2010)年度、目標年度を平成 32(2020)年度とします。

→平成 25（2013）年度、目標年度を平成 42（2030）年度とします。

※実行計画では平成 2（1990）年度も基準としていますが、当時は再エネ等の普及が進んでいなかったことから、本計画の基準年度からは除外することとします。

（5）対象地域

千葉市全域とします。

（6）「再生可能エネルギー等」の定義

本計画では、「再生可能エネルギー等」を以下のように定義し、千葉市の特性に合致するものについて導入を推進します。

本計画の対象とする「再生可能エネルギー等」

- ①太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマス
- ②地域に賦存する未利用エネルギー（①に該当しないもの（工場からの排熱等を含む））
- ③効率的に生産あるいは調整され、供給されるエネルギー（コージェネレーション等によるもの）